

法令名	労働金庫法
根拠条項	第31条第1号
許認可等の種類	労働金庫の定款の変更認可
法令の定め	労働金庫法第31条第1号 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 一 定款を変更しようとするとき。 ※労働金庫法施行令第11条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの 労働金庫法施行規則第12条第2項 イ 定款の変更が地区の拡張に関するものである場合には、現在の地区及び拡張しようとする地区の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該金庫が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。 ロ 定款の変更が地区の縮小に関するものである場合には、縮小しようとする地区における会員その他の顧客に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。 ハ 定款の変更がその他の事項に関するものである場合には、定款の変更が必要であると認められ、変更の内容が法、令及びこの命令の規定に違反しないこと。
標準処理期間	総期間 1 廿・月 (注：休日は含まない。) 經由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1 廿・月 ()
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm 定款及び業務の方法の変更に係る知事の認可事項 (施行規則第153条第1項) 公告先、役員又は総代の任期及び通常総会又は通常総代会の招集時期の変更

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 26 年 1 2 月 3 日作成)

法令名	労働金庫法
根拠条項	第 3 1 条第 2 号
許認可等の種類	労働金庫の業務の種類又は方法の変更認可
法令の定め	労働金庫法第 3 1 条第 2 号 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。 ※労働金庫法施行令第 1 1 条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの 労働金庫法施行規則第 1 2 条第 2 項第 2 号 当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。
標準処理期間	総期間 1 廿・月 (注：休日は含まない。) 經由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1 廿・月 ()
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm 定款及び業務の方法の変更に係る知事の認可事項 (施行規則第 1 5 3 条第 1 項) 公告先、役員又は総代の任期及び通常総会又は通常総代会の招集時期の変更

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 26 年 1 2 月 3 日作成)

法令名	労働金庫法
根拠条項	第 35 条第 1 項
許認可等の種類	労働金庫・連合会の役員等の兼職の認可
法令の定め	労働金庫法第 35 条第 1 項 金庫を代表する理事（以下「代表理事」という。）並びに金庫の常務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）及び参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。 ※労働金庫法施行令第 11 条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの 労働金庫法施行規則第 15 条第 2 項 当該申請に係る金庫の役員等が金庫を代表すること又は金庫の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の金庫等の常務に従事する役員又は参事となることが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。
標準処理期間	総期間 1 廿・月（注：休日は含まない。） 經由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 1 廿・月（ ）
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 26 年 1 2 月 3 日作成)

法令名	労働金庫法
根拠条項	第 48 条
許認可等の種類	労働金庫の会員による総会の招集の認可
法令の定め	労働金庫法第 48 条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分之一以上の同意を得たときも同様とする。 ※労働金庫法施行令第 11 条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定め尽くされているもの 労働金庫法第 48 条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分之一以上の同意を得たときも同様とする。
標準処理期間	総期間 1 月（注：休日は含まない。） 経由機関 日（ ） 協議機関 日（ ） 処分機関 1 月（ ）
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm

法令名	労働金庫法
根拠条項	第91条の3
許認可等の種類	労働金庫に係る認可効力の延長の承認 (労働金庫法施行令第11条第1項第1号に掲げる認可に係るものに限る)
法令の定め	労働金庫法第91条の3 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 ※労働金庫法施行令第11条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの 労働金庫法施行規則第84条第2項 一 法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実施することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。 二 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実施することが見込まれること。 三 当該認可の際に審査の基礎となつた事項について当該認可を受けた事項の実施までに重大な変更がないと見込まれること。
標準処理期間	総期間 1 月・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1 月・月 ()
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm

法令名	労働金庫法
根拠条項	第94条第1項
許認可等の種類	労働金庫の信用供与の特例の承認
法令の定め	労働金庫法第94条の規定により準用する銀行法第13第1項の読み替え後規定 金庫の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与、又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 ※労働金庫法施行令第11条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの 労働金庫法第94条の規定により準用する銀行法第13第1項の読み替え後規定 信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合。
標準処理期間	総期間 1 廿・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 1 廿・月（ ）
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話番号：011-231-4111（内線26-470））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 26 年 1 2 月 3 日作成)

法令名	労働金庫法施行令
根拠条項	第 6 条第 2 項第 2 号
許認可等の種類	やむを得ない日の休日の承認
法令の定め	労働金庫法施行令第 6 条第 2 項第 2 号 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。 二 金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日 ※労働金庫法施行令第 11 条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの 労働金庫法施行規則第 110 条第 2 項 一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。 二 当該申請に係る事務所の会員その他の顧客の利便を著しく損なわないこと。 三 当該申請に係る事務所が当座預金業務を行っていないこと。
標準処理期間	総期間 1 廿・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1 廿・月 ()
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年12月3日作成)

法令名	労働金庫法施行規則
根拠条項	第113条第3項
許認可等の種類	業務報告書の提出期限の延期の承認
法令の定め	労働金庫法施行規則第113条第3項 金庫は、前二項の業務報告書を事業年度終了後三月以内に金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ当該金融庁長官及び厚生労働大臣等の承認を受けて当該提出を延期することができる。 ※労働金庫法施行令第11条に基づく法定受託事務
審査基準	「未設定」イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの 労働金庫法施行規則第113条第5項 当該申請をした金庫が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
標準処理期間	総期間 1 廿・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1 廿・月 ()
処分担当課	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
申請先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ (電話番号：011-231-4111 (内線26-470))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm